様式第35号（第24条関係）

|  |
| --- |
| 担保の目的でされた仮登記（仮登録）のある財産差押通知書 |
| 年　　月　　日権利者住(居)所(所在地)氏名(名称)　　　　　　　　殿村長　　　　　　　　　印下記のとおり財産を差し押えました。あなたがこの差押財産に有している仮登記（仮登録）は地方税法第14条の17第1項の規定に該当しますので、仮登記（仮登録）に基づく本登記（本登録）がされても差押えの効力は失なわれません。地方税法第14条の17第2項の規定により通知します。 |
| 義務者特別徴収納税者 | 住（居）所（所在地） |  |
| 氏名（名称） |  |
| 滞納税額 | 年度 | 税目 | 納期限 | 督促状発付年月日 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | 加算金額 | 加算金額 | 滞納処分費 |
|  |  | ・ ・ | ・ ・ | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円(　　　) |
|  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |  |  |  |  | (　　　) |
|  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |  |  |  |  | (　　　) |
|  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |  |  |  |  | (　　　) |
| 計 |  |  |  |  |  |  |
| 地及び所在量、性質名称、数差押財産 |  |
| 差押年月日 | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 仮登記（仮登録）年月日受付番号 | 仮登記（仮登録）年月日 | 登記（登録）受付番号 |
| 年　　　月　　　日 |  |
| 記1　「延滞金額」は、納期限（更正、決定、修正申告書の提出があった場合は、その納期限）の翌日から納付（納入）の日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）　　　　　　につき年14.6パーセント（納期限（更正、決定、修正申告書の提出があったものは、申告納付（納入）すべきであった納期限までの期間又はこの納付（納入）すべき納期限）の翌日から1月を経過すべき日までの期間については年7.3パーセント）の割合で計算した金額です。なお、計算した額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額は切り捨てます。2　「滞納処分費」は、滞納処分に要した費用で(　)書の金額は、この通知書作成の日までのものです。 |
| 注意 | この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、村長に審査請求をすることができます。 |